

平成 25 年 度

定期監査等結果報告書

(生活環境課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

生活環境課

2. 監査の範囲

平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）
財務、工事、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成25年4月26日～平成25年5月30日まで

4. 監査の方法

生活環境課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

生活環境課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 契約事務について

①一部事務組合と土地賃貸借契約の締結のあたり双方代理の禁止にあたるため、市長の権限を副市長に委任して契約を締結している。

平成23年9月2日付財務課長名で出されている、双方代理にあたる場合の代表者変更についての注意事項によれば、本契約の締結にあたっては、一部事務組合の代表者を変更し、契約を締結するのが適正なる契約と考えられるので、今後の契約にあたっては、十分注意されたい。

②各種契約にあたり、工事請負契約以外の大半が随意契約となっている。

契約の内容が専門性、特殊性、関係業者数等により、やむを得ない側面もあるが、内容においては、競争入札も可能と思われるものもあり、透明性・公平性・経済性を確保する立場から、今後の契約にあたって検討されたい。

また、随意契約理由が具体性に乏しく、一連の事務事業の経過に於いても疑問が生じるなど、契約にあたっては、業務内容・実施時期・関係業者数を十分検討し、過去の実績を安易に踏襲することなく契約業務にあたられたい。

③各種契約は殆んど単年度契約であるが、内容においては、長期継続契約が可能なものもあり検討されたい。

④行政財産の貸付契約にあたり、豊前市行政財産使用料条例第3条第1項第1号の本文規定により、適正な価格に100分の4を乗じた額の使用料を徴している。

しかし、行政財産使用許可申請書の使用目的によれば、本使用申請は駐車場用地を目的とした申請となっており、この場合、同号ただし書き、消費税法施行令第8条に規定される「土地の貸付から除外される場合」に該当するものであり、消費税法第6条による消費税の非課税対象貸付に該当しないと考えられるので、今回の契約にあたっては、消費税を加算した額による契約とされたい。

2. 墓地使用料について

平成21年4月の定期監査に於いて、墓地の使用料について根拠条例の不備を指摘し、その回答により根拠条例の整備を進めるとの事であったが、4年経過した今回の定期監査時点で、その後改善に向けて検討した経緯が見受けられない。

現在も墓地用地の残はあり、今後の利用にあたっての対応に支障があると考えられるため、整備に向けての早急なる検討をされたい。